

(仮称)相模原市立点字図書館条例(案)に対する意見と市の考え方

募集期間 平成28年9月15日(木)から平成28年10月14日(金)まで

意見提出者数 7人

意見件数 28件

担当課 障害政策課

	条例案の提案箇所		意見数
1	名称	1～3	3
2	第1条 趣旨	4、5	2
3	第2条 設置	6～14	9
4	第3条 休館日	15、16	2
5	第4条 利用できる時間	17	1
6	第10条 委任	18	1
7	条例に係るその他提案	19～24	6
8	施設について	25～27	3
9	その他、障害福祉施策について	28	1

( 1 ) 条例 ( 案 ) に関する意見

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>( 名称 )</p> <p>視覚障がい者や、関連するボランティアの方々が利用する施設という名称ではなく、小学生も一般市民も集える啓蒙や情報提供も兼ねた市民解放の場になる施設であって欲しいと願います。それに伴い、施設名称もそれに伴った名称であって欲しいと願います。</p> <p>小学校 4 年で点字や手話を学びます。神奈川県は特にインクルージョンの理念に基づいた素晴らしい思想を掲げています。ぜひ、全国に先駆けるくらいの内容とそれに沿った内容の施設および名称を希望します。</p> <p>また、視覚障がい者当事者の方々の意見を組み入れた施設であってほしいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、施設の名称につきましては、「視覚障害者情報センター」という名称で検討しております。</p>
2	<p>( 名称 )</p> <p>施設名称も点字図書館では 「点字は読めない方、発達障害の方」などが利用し易い名称にして欲しいと思います。図書情報だけではなく必要とする地域情報など発信する拠点になって欲しいと思います。</p>	
3	<p>( 名称 )</p> <p>視覚情報文化センター</p> <p>理由 点字図書館は 古い。</p> <p>情報源は多種多様であり文化を強調したスマートな名称にお願いしたい。</p>	
4	<p>( 第 1 条 )</p> <p>条例 ( 案 ) の文中に、「この条例は、相模原市立点字図書館の設置・目的及び管理について必要な事項を定めるものとする。」と、「目的」の語を加筆していただきたく、ご提案いたします。</p>	<p>第 2 条において、事業の内容を位置付けているため、第 1 条での位置付けは不要と考えております。</p>
5	<p>( 第 1 条及び第 2 条 )</p> <p>第 2 条について：条例 ( 案 ) の前段では「点字刊行物、録音物その他の各種情報を</p>	<p>身体障害者福祉法の内容に合わせて、条例を位置付けているため、条文の内容につ</p>

	<p>記録した物を製作し、及び視覚障害者等の利用に供する事業を行うため、」となっています条文の箇所を、以下のように加筆をいただいた上で、第1条の条文としていただければ幸いです。以下条文案</p> <p>「第1条 本条例で定める図書館は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 .点訳による点字図書並びに点字刊行物、</li> <li>2 .音訳による録音図書並びに録音刊行物、</li> <li>3 .大活字による拡大図書及び拡大刊行物</li> </ol> <p>その他の多様かつ適切な方法により、多様な分野の図書並びに行政・各種団体が発行する活字情報を記録した物を製作・保存し、それらを主に視覚障害者等の読書に困難（プリントディスアビリティ）のある者（以降「視覚障害者等」という。）の読書活動並びに情報処理の利用に供する事業を行うために設置する。</p> <p>2 本条例で定める図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)、及び相模原市立図書館条例(昭和39年条例第31号)の精神に基づき、図書館法第3条に規定される図書館奉仕の一環としての取り組みを行う。</p> <p>3 本条例で定める図書館は、前項の一環として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第二条の3の五に規定される第二種社会福祉事業の一つである視聴覚障害者情報提供施設とする。」</p>	<p>いては、修正は不要と考えております。</p>
6	<p>（第2条）</p> <p>相模原市立点字図書館を相模原市中央区富士見6丁目1番1号に設置することは賛成です。</p> <p>視聴覚障害者にとって、利用しやすい施設になることを願います。</p>	<p>開設後におきましても、保健と福祉のライブラリーの運営のノウハウを生かすとともに、利用しやすい施設となるよう合理的な配慮に努めてまいります。</p>
7	<p>（第2条）</p> <p>政令指定都市として、点字図書館が市の中心にできることに賛成します。</p>	
8	<p>（第2条）</p>	

	<p>条例（案）第2条の後段部分「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設として、相模原市立点字図書館(以下「点字図書館」という。)を相模原市中央区富士見6丁目1番1号に設置する。」とあります箇所に、以下のように加筆をいただき、条文としていただければ幸いです。以下条文案「前条の目的を達成するため、本市は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設として、相模原市立点字図書館(以下「点字図書館」という。)を相模原市中央区富士見6丁目1番1号に設置する。」</p>	<p>文中に事業の目的を明記しているため、追加は不要と考えております。</p>
<p>9</p>	<p>（第2条）</p> <p>公共図書館における障害者サービスの充実を見据えると、著作権法の改正と障害者差別解消法施行を受けて、図書の貸出は交通の便利な市内の公共図書館を窓口としてサービスを行い、点字図書館は視覚障害者専門図書館として培ったノウハウと製作力を生かしながら、地域の視覚障害者にとって歩行訓練、生活訓練、コミュニケーション訓練など視覚リハの福祉施設としてのサービスがますます必要になってくると思います。施設に来ることが困難な利用者には、ご自宅を訪問するなどサービス展開をお願いいたします。また副音声付映画上映会の開催や、コンサート、情報機器の体験会などイベントを企画して欲しいと思います。</p> <p>そのための予算、人員の確保も要望いたします。</p> <p>神奈川県ライトセンター、川崎市視覚障害者情報文化センター、横須賀市点字図書館、藤沢市点字図書館なども参考にしてください。</p>	<p>まずは、円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますことから、視覚障害者への歩行訓練、生活訓練、コミュニケーション訓練などのリハビリテーション機能については、運営に慣れ、視覚障害者からのニーズを把握した上で、検討すべき事項と考えております。</p> <p>また、ご自宅を訪問するなどの派遣事業や情報機器の貸出や相談支援などの取組を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>10</p>	<p>（第2条）</p>	

	<p>情報の提供だけでなく利用しやすい合理的配慮を含んだ条文にしてください。</p> <p>理由 差別解消法、マラケシュ条約の精神生かしてほしい</p> <p>具体的には利用者のことをよく理解した職員の配置</p> <p>点字、録音だけでなく電子情報を条文に入れてください。</p> <p>理由 今後ますます電子分野の進歩が予想されます</p>	<p>障害者差別解消法に基づき、合理的配慮義務付けられておりますことから、条例に盛り込むことは不要であると考えております。</p>
1 1	<p>(第2条)</p> <p>運営に当たる専門的な知識を持つ人材の配置を希望します。</p>	<p>他施設への視察や研修などにより、人材の育成に努めてまいります。</p>
1 2	<p>(第2条)</p> <p>保健と福祉のライブラリーの存在意義は大きかったので、視覚障害者、ボランティアとの信頼関係の蓄積を生かしてほしいと思います。</p>	<p>保健と福祉のライブラリー運営に当たり関係のあるボランティア団体とは、引き続き、録音物の製作等連携させていただきたいと考えております。</p>
1 3	<p>(第2条)</p> <p>録音物などは誰が製作するのか？</p> <p>点字図書館と現在活動している関係ボランティアとの関わりは？</p> <p>どのような関わり方、また協力させていただけるのかどうか？</p> <p>具体的に知らせていただきたいと思いません。</p>	
1 4	<p>(第2条)</p> <p>最新の情報を活用できる機器の整備が必要と思います。</p>	<p>備品については、徐々に更新等図ってまいります。</p>
1 5	<p>(第3条)</p> <p>現在ある「保健と福祉のライブラリー」の休館日と比較して、利用者にはサービスの低下になる。せめて、隔週でも、土・日開館する方法はないでしょうか。</p>	<p>保健と福祉のライブラリーの土曜日、日曜日の主な利用である一般図書の貸出・返却は、近隣の公共施設である中央公民館や総合学習センターでも利用可能となっております。また、点字図書など視覚障害者の利用に供する図書等については、引き続き郵送による貸出等を行うなどサービス低下にならないよう配慮してまいります。</p>
1 6	<p>(第3条)</p> <p>土曜日・日曜日が休館では利用者に不親切ではないでしょうか。</p>	

17	<p>(第4条)</p> <p>現在ある「保健と福祉のライブラリー」の開館時間と比較して、サービスの低下になる。開館時間を延長する考えはないでしょうか。</p>	<p>保健と福祉のライブラリーの土曜日、日曜日の主な利用である一般図書の貸出・返却は、近隣の公共施設である中央公民館や総合学習センターでも利用可能となっております。また、点字図書など視覚障害者の利用に供する図書等については、引き続き郵送による貸出等を行うなどサービス低下にならないよう配慮してまいります。</p>
18	<p>(第10条)</p> <p>この条例の施行について必要な事項は規則で定める、この文言の意味が分かりにくいです。委任とは何かと考えてしまいました。規則というのはどこに？ 委任というのは委ねることで、規則が条例の各項目なら、条例は条例に委ねる？やはり意味がわかりません。</p>	<p>条例に規定されていない詳細については、規則で定めるものです。</p>
19	<p>障害者差別解消法、障害者雇用促進法の精神及びこれからのマラケシュ条約を視野に入れた考え方と電子関係の進歩にも対応できる条文でお願いしたい。</p> <p>職員に視覚障害者を雇用する条文を新規挿入してください。</p> <p>理由 視覚情報提供施設であり雇用促進に合致し利用者の立場にたった合理的配慮ができる</p>	<p>障害者差別解消法に基づく合理的配慮は義務付けられているため本条例への位置付けは不要と考えております。また、障害者雇用を推進する必要があるものの、本条例に位置付けることは不要と考えております。</p>
20	<p>点字図書館条例について、既に施行されていて参考になるものはないか調べてみました。ネット上ですが、新潟県点字図書館条例があり、見ることができました。昭和39年3月新潟県条例第12号として公布され、平成になってからも順次補足されていることが見て取れ、時代に応じて生きている条例と感じました。相模原市は今、産声を上げようとしているところ。諸先輩の条例を見做ってできるだけ血の通った条例</p>	<p>視覚障害者の利用に限らず、開かれた施設として運営してまいりたいと考えております。</p>

	<p>を作っていただきたいと思います。願わくば、点字図書館が広く市民に開かれた利用しやすい図書館でありますように。</p>	
2 1	<p>(第2条と第3条の間)</p> <p>事業の項目が必要と考えます。</p> <p>図書館は次に掲げる事業を行うとし、事業内容を明確に記載すべきだと思います。現行のままだと、設置の次にすぐに休館日になっていますが、これでは図書館でなができるのか、何をしているのが分かりません。(概要に記載がありますが、条例にも必要と考えます。概要に記載されている文言より、より丁寧に事業内容が書かれているとはっきりしてよいのではないかと思います)</p>	<p>他の条例についても、事業の項目は、原則位置付けられていないことから、本条例についても位置付けは不要と考えております。</p>
2 2	<p>(第3条と第4条)</p> <p>休館日の前に、開館時間または開覧時間が来るのが順当と考えます。利用できる時間が分かった上で、次に休館日となるのではないのでしょうか。</p>	<p>他の条例についても、休館日の後に利用時間を掲載するようにしていることから、このままの順番が適当と考えます。</p>
2 3	<p>(第6条と第7条)</p> <p>図書館の利用に関わる使用料が、無料とする、の文言が記載されていると明確で良いと考えます。</p>	<p>他の条例についても、使用料について書かれていないことから、不要と考えております。</p>
2 4	<p>附則として 2年から3年後の見直しの条文を入れてください</p>	<p>運営に当たり、常に見直しを行う必要があると考えておりますが、附則としての記載は不要と考えております。</p>

(2) 施設に関する意見

番号	意見の要旨	市の考え方
2 5	<p>(主な施設)</p> <p>主な施設の中に談話室のようなコミュニケーション施設の設置を希望します。特にアクセスが不安な道を移動されてきた視覚障がいの方が、ホッとできる場にもなると思います。</p>	<p>点字図書館として限られたスペースの中に談話室を設置することは、困難な状況ですが、ウェルネスさがみはら全体としては、長椅子が設置されておりますので、休憩等でご利用いただきたいと思います。</p>
2 6	<p>相談室 研修室のほか機器展示室を設置</p>	<p>機器操作等の相談支援に対応してまいり</p>

	<p>してください。</p> <p>理由 新規障害者手帳を取得した人はどんな便利な機器があるかわからないし、新製品を展示していただくことでより便利な機器を知ることができる</p>	<p>たいと考えておりますが、機器の展示を常設とすることについては、検討課題とさせていただきます。</p>
27	<p>点字図書館への室内点字ブロック整備をお願いしたい</p>	<p>点字ブロックについては、敷設予定です。</p>



(3) その他障害施策に関する意見

番号	意見の要旨	市の考え方
28	<p>(アクセス)</p> <p>多くの視覚障がいの方々が気軽に來れるアクセスの整備を重ねてお願いします。特定道路はもとより、16号線沿いの相模原駅、矢部駅からのアクセス道路は、視覚障がい者が危険を感じたり、または戸惑う道路が多いようです。点字ブロックがわかりやすいように敷かれていません。</p> <p>16号線の大きな横断歩道には音響信号機の設置を関係団体と協力して設置願いたいです。せっかく数年がかりで設置している16号線沿いの歩道も、設置業者により警告ブロックや誘導ブロックの設置がバラバラです。</p> <p>施設近隣の横断歩道には、リーディングラインもお願いしたところです。</p> <p>今年7月に姫路市山陽電鉄や東京メトロ銀座線で視覚障がいの方が重症、死亡という事故がありました。</p> <p>相模原市の障がい者を取り巻く事件が、これ以上重ならないように、市をあげて道路の整備を足元から見直していただきたくお願いいたします。そういうところから、市民一人ひとりの士気が高まり、障がい者に対しての偏見や差別も少なくなってくると思います。</p> <p>特に新設または整備する道路に関しては、様々な障がいのある方々も社会的弱者の方々にも優しく親切な道であることをチェックして整備を進めていただきたいと思います。</p>	<p>視覚障害のある方が安全で安心した地域社会となるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。点字ブロックの敷設等で気になる具体的な箇所がございましたら、ご連絡をお願いいたします。</p>